

「パートナーシップ・ファミリーシップ宣誓制度」ってなに？

パートナーシップ宣誓制度は、お互いを人生のパートナーとして助け合い、協力しあって生活を共にすると約束した、一方または双方が性的少数者である2人が、市長に対してパートナーであることを宣誓し、市が宣誓書受領書や宣誓書受領カードを交付する制度です。また、ファミリーシップ宣誓制度により、パートナーシップの宣誓をする人に子ども等がいる場合、家族の関係にあることを併せて宣誓することができます。



宣誓の要件

◆パートナーシップの宣誓を行うとき

- 一方または双方が性的少数者であること
- 成年に達していること
- 双方が日高市民であること
(3か月以内の転入予定の人も含む)
- 配偶者がいないこと
- 他の人とパートナーシップにないこと
- お互いが近親者でないこと

◆ファミリーシップの宣誓を行うとき

- パートナーシップにある人の一方または双方の子(実子または養子)を含めた近親者であること
 - パートナーシップにある人の一方または双方がファミリーシップ対象の人と生計が同一であること
- ※要件に合致するか不明な場合は、個別にご相談ください。

必要な書類

- 婚姻をしていないことが確認できる書類(戸籍謄本、独身証明書など)
- 本人確認ができるもの(マイナンバーカード、パスポート、運転免許証など)
- 子ども等との関係および生計が同一であることが確認できる書類(ファミリーシップ宣誓の場合)

手続きの流れ

宣誓日時の事前予約

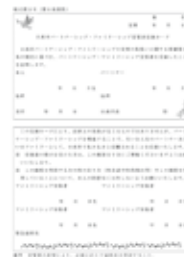
宣誓を希望する日の7日前までに電話またはメールで下記へ

宣誓

必ず2人そろってお越しください。個室を用意します。

宣誓書受領書、 受領カードの交付

後日、宣誓書受領書(A4サイズ)を1部、受領カードを1部ずつお渡しします。ご希望があれば、ファミリーシップ対象の人にも受領カードをお渡しします。



この制度は、相続など法律上の効果が生じるものではなく、宣誓したことが戸籍などに記載されることもありませんが、宣誓した2人がパートナーまたは家族として扱われ、安心して生き生きと暮らせる社会を作ることを目的に施行するものです。

また、この制度が性的少数者の困難を軽減し、性の多様性への理解が進む一助となることを期待するものでもあります。

市では、今後も、誰もが安心して暮らせるまちづくりを進めていきます。



問い合わせ

総務課人権推進・市民活動担当 link@city.hidaka.lg.jp

